

公益社団法人東広島市シルバー人材センター

安全就業基準違反等会員に対する指導要綱

(目的)

第1条

この要綱は、公益社団法人東広島市シルバー人材センター安全就業基準の規程に基づき、会員の安全意識の高揚を図るとともに、安全就業基準違反会員や事故を発生させた会員に対し、ペナルティを科し反省を促すことにより、事故の再発防止を目的とする。

(違反者の減点措置)

第2条

安全就業基準違反等会員に対する減点措置は次のとおりとする。

就業において安全対策委員、安全就業推進員から安全就業基準の違反について指導を受けた場合、又は事故を発生させたときは、別紙「安全就業違反等減点基準」に基づき当該会員に減点を科す。

(1) 就業中止の措置

就業現場において、指導を受けた行為や対策が改善できない場合、又は事故要因が解消されない場合は、安全対策委員、安全就業推進員は、当該会員のその日の就業を中止させることができる。

(2) 違反者の指導面談

安全対策委員、安全就業推進員からの指導又は事故発生による減点累積が3点以上となった場合は、ただちに当該会員への安全対策委員会からの指導面談を義務付ける。

なお、指導面談に応じない場合は、1カ月以内の就業停止とする。

(3) 違反者の就業制限及び就業停止

指導面談後、さらに安全就業基準違反による指導又は事故発生による減点累積が6点以上となった場合は、当該会員の就業内容を一定期間変更、又は1カ月以内の就業停止とする。

(4) 事故を発生させた会員の就業制限及び就業停止

就業中、安全就業基準違反又は、事故を発生させ、減点累積が8点以上となった場合は、3 カ月以内就業停止とし、減点累積が 10 点以上となつた場合は、6 カ月以内の就業停止とする。

(報告)

第3条

会員に対する就業内容の制限、又は就業停止の期間は、安全対策委員長と事務局長の協議を経て、理事長が決定し、当該会員へ文書で通告するとともに、理事会へ報告する。

(累積減点の精算)

第4条

会員が減点後6 カ月以上良好に就業した場合、又は就業停止期間を満了した場合は付与した累積減点をリセットする。

(その他)

第5条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

(2) この要綱の改廃は、安全対策委員会において審議し、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

安全就業違反等減点基準

安全対策委員、安全就業推進員から安全就業基準の違反について指導を受けた会員、又は事故を発生させた会員に科す減点の基準は、次のいずれかに該当するものとする。

基準1 就業中の軽微な安全就業基準違反（減点1）

- ① 安全帽及び保護メガネの不着用（刈払機使用時）
- ② 不適切な服装・履物の着用
- ③ 脚立及び踏み台の不安全使用
(開き止め未使用、ぐらつき、天板使用、無理な姿勢での作業等)
- ④ 梯子の不安全使用（立角度75度以上、梯子上での無理な姿勢での作等）
- ⑤ その他の安全就業基準の違反等

基準2 やや重大な安全就業基準違反等（減点2）

- ① 足場の不安定な高所（1.5m以上）での安全帯未使用
- ② 機械器具の不安全使用（刈払機の安全ガード取外し、機械器具の用途外使用等）

基準3 重大な安全就業基準違反等（減点3）

- ① 周囲の安全性未確認による車両及び機械等の運転及び操作

基準4 軽微な事故発生会員（減点1）

- ① 加療を要しない、又は通院加療3日以内の傷害事故を発生
- ② 賠償額が3万円未満の損害事故を発生

基準5 中度な事故発生会員（減点2）

- ① 4日以上の通院加療又は1ヵ月未満の入院加療を必要とする傷害事故を発生
- ② 賠償額が3万円以上、20万円未満の損害事故を発生

基準6 重大な事故発生会員（減点3）

- ① 1ヵ月以上の入院加療を必要とする傷害事故を発生
- ② 賠償額が20万円以上の損害事故を発生